債権者集会招集

平成２０年（フ）第８８０２号
大阪市北区梅田１丁目１番３－Ｂ200号
破産者　三笠フーズ株式会社
１　期日　平成24年８月７日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８０３号
岡山県備前市日生町日生644番地５　マリンプラザ日生セカンドステージ603号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市泉ガ丘４番８号
破産者　冬木　三男
１　期日　平成24年８月７日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８０４号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番14―403号
破産者　辰之巳株式会社
１　期日　平成24年８月７日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２３号
石川県輪島市門前町道下23の24番地
破産者　亡北山悟相続財産
異議申述期間　平成24年８月17日まで
平成24年６月22日　金沢地方裁判所輪島支部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第３３号
香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社エイシィカンパニーグループ
管財人　長谷川宅司
１　決定年月日　平成24年６月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第１１号
東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
開始前会社　三光汽船株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２４年（ミ）第１１号
東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
開始前会社　三光汽船株式会社
主文
１　開始前会社につき、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
東京都千代田区神田須田町１丁目13番８号　加納ビル４階　弁護士　腰塚　和男
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（100％子会社及びその100％子会社（いずれも外国会社を含む。）にその資産の大部分を占める財産を処分させることを含む。）。ただし、常務に属する取引に関する場合を除く。
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第６号
名古屋市名東区社が丘１丁目1101番地
再生債務者　株式会社トーツーテック
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区錦３丁目８番７号　こまビル２階Ｂ　池田総合特許法律事務所　弁護士　池田　桂子
平成24年６月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２４年（再）第７４号
東京都中央区八丁堀１丁目５番１号
再生債務者　株式会社長倉
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年８月28日から平成24年９月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７５号
東京都荒川区東日暮里６丁目８番14号、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市柏970番地４
再生債務者　株式会社ＫＧ舎
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月３日から平成24年９月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
再生債務者　株式会社ユニテック
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月27日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月25日
平成24年７月２日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
愛知県豊川市蔵子６丁目１番地
再生債務者　株式会社サンエム
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年６月29日
名古屋地方裁判所豊橋支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３５号
栃木県宇都宮市鶴田町3123番地
再生債務者　森　　葉子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部